

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- (2) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭、食育を推進するための学校栄養教諭及び教員の事務負担を軽減するための事務職員等の配置を改善すること。
- (3) 帰国、入国児童生徒が在籍する学校への教職員配置等の充実を図ること。
また、外国人児童生徒の教育環境が適切かつ平等に保障されるよう、所要の措置を講じること。
- (4) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (5) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (6) 児童生徒の不登校などの問題行動等へのカウンセリング機能の充実のため、スクールカウンセラーを小中学校に適切に配置できるよう配慮すること。

また、児童生徒の家庭環境等の問題を関係機関と連携して解決するべく、

スクールソーシャルワーカーを適切に配置できるよう配慮すること。

- (7) 小学校外国語活動の円滑な導入に向け、地域の実態に即した外国語指導助手等の配置及び外国語活動教材の整備等、適切な支援策や財政措置等を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や研修など、十分な財政措置を含め、特別支援教育の充実を図ること
- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の見直しを行うこと。
- (3) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (4) 高等学校において、自立や社会参加に向けた教育を受けることができるよう、関係法令等を整備した上で、高等学校における特別支援教育の推進を図ること。

4. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法整備等を早期に行うこと。

5. 幼稚園・小中学校の統廃合に伴う都市自治体の財政負担等に対し、所要の支援措置を講じること。

6. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備等を行うこと。

7. 要保護・準要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費については、教育の機会均等の観点から、十分な財政措置等を講じること。

8. 「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」について、一体的に推進できる体制を整備すること。

9. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財源を確保するとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の

支援措置を講じること。

10. 幼保一体化等の推進の一環として、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。

また、認定こども園の施設整備費及び運営費等について、十分な財政支援措置を講じること。

11. 私立高等学校に係る高等学校等就学支援金について、一層の支援措置を講じること。

12. 国立大学が地域において果たしている役割や機能の重要性を踏まえ、当該大学運営に支障が生じることのないよう、十分な財政措置を講じること。

13. 地方文化の振興を図るため、史跡、埋蔵文化財、重要建造物等の保存・整備・調査等について、財政措置の拡充を図ること。